

東日本大震災による  
労災保険制度に  
関する  
重要なお知らせ

■重要なお知らせです。

ぜひ、ご家族やお知り合いの方へもお伝えください。

 **厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
ひと、暮らし、みらいのために

東日本大震災による被災者の皆様へ

制度の詳細な内容や手続きについて、  
まずは最寄りの労働基準監督署または  
労働局にお問い合わせください。

北海道労働局労働基準部労災補償課	011-709-2311	埼玉労働局労働基準部労災補償課	048-600-6207
青森労働局労働基準部労災補償課	017-734-4115	千葉労働局労働基準部労災補償課	043-221-4313
岩手労働局労働基準部労災補償課	019-604-3009	東京労働局労働基準部労災補償課	03-3512-1617
宮城労働局労働基準部労災補償課	022-299-8843	神奈川労働局労働基準部労災補償課	045-211-7355
秋田労働局労働基準部労災補償課	018-883-4275	新潟労働局労働基準部労災補償課	025-234-5925
山形労働局労働基準部労災補償課	023-624-8227	山梨労働局労働基準部労災補償課	055-225-2856
福島労働局労働基準部労災補償課	024-536-4605	長野労働局労働基準部労災補償課	026-223-0556
茨城労働局労働基準部労災補償課	029-224-6217	愛知労働局労働基準部労災補償課	052-972-0259
栃木労働局労働基準部労災補償課	028-634-9118	大阪労働局労働基準部労災補償課	06-6949-6510
群馬労働局労働基準部労災補償課	027-210-5006		

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

○厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※労災保険に関する相談については、専用ダイヤルでも受け付けております。

**【労災保険相談ダイヤル】0570-006031**

東日本大震災による  
労災保険制度に  
関する  
重要なお知らせ

## 労災保険制度のご案内

労働者の方が「工作中」や「通勤中」に地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となってケガや死亡された場合にはご本人やご家族の方は、「労災保険」による給付（※）を受けられます。（※）治療や投薬、遺族年金・一時金などです。

### 1 労災保険の「請求」について

- 被災された労働者の方「や」ご家族の方「が請求を行ってください。
- 今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、「全国の労働基準監督署」で受け付けます。
- 労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。
- 労災請求は、医師や事業主の証明がない場合でも受け付けます。また、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても医療機関で受診できます。

### 2 行方不明の場合の特例の創設について

- 東日本大震災により3ヶ月間生死がわからない場合、又は死亡が3ヶ月以内に明らかとなっても、その死亡の時期がわからない場合には、平成23年3月1日にその方が死亡したものと推定し、労災請求が可能です。

### 3 労災保険の「認定」について

- 労災請求を受け付けると、労働基準監督署では賞金の額がわかる資料等、関係書類をもとに調査を行います。また、事業場が倒壊するなどにより、関係書類を紛失している場合には、ご本人や、事業主、関係者からの申し立て等により、補充のための調査を行います。
- その際、左記A～Eの事項についてお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願います。
- A 労災保険の対象となる会社か否か B 被災された労働者であるか否か
- C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か D 毎月の給与や賃金の額 E 家族の状況や生活の維持など

### 4 労災保険 Q&A

- A Q** 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか？  
仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通賃、業務災害として労災保険給付を受けることができます。また、通勤途上で被災された場合も同様に労災保険給付の対象となります。
- A Q** 地震や津波に遭遇してケガをした場合、どのような保険給付を受けることができますか？  
ケガに対する治療や投薬に係る経費（補償）給付、ケガのために仕事が出来ない期間に支払われる休業（補償）給付、通勤障害に対して支給される障害（補償）給付（年金又は一時金）などがあります。
- A Q** 地震や津波に遭遇して死亡した場合、その遺族はどのような保険給付を受けることができますか？  
被災者が亡くなった場合は、ご遺族に対して遺族（補償）給付（年金又は一時金）が支給されます。
- A Q** 遺族（補償）年金の対象範囲を教えてください。  
配偶者・子・父母・弟・姪父母・兄弟姉妹が対象となります。  
（配偶者以外については、亡くなった労働者の収入によって生計を維持されていた等、一定の要件が必須となります。）
- A Q** 仕事中に津波にあって、未だ行方不明の場合でも労災保険の請求はできるのでしょうか？  
特別により、東日本大震災による災害により行方不明となり、生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができます。
- A Q** 父が会社から帰宅途中（仕事中）と思われる時間帯に、津波に会い亡くなりました。被災した状況が全くわからないのですが、労災保険の請求はできるのでしょうか？  
被災の状況が不明な場合であっても、明らかに通勤（業務）とは別の行為を行っていることが判明している場合を除き、通勤災害（業務災害）として認定されます。請求書を受け付けた上で調査いたしますので、労災請求をしていただくことをお勧めします。
- A Q** 災害弔慰金をもらっているのですが、労災保険の請求はできるのでしょうか？  
災害弔慰金を支給されている場合であっても、同時に労災保険給付を受けることができます。したがって、労災請求を行うことができますのでご安心ください。

### 5 被災された労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

- 東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）にお住まいの皆さまの定期報告書（労災給付振替費の定期報告書を含む。）の「提出期限」（通常は6月30日）が、平成23年5月31日に延長されることとなりました。
- 定期報告書の添付書類である診断書について、主治医の診断が受けられないなど、期間内に添付書類の準備が困難な方は、労働基準監督署にご一報の上、定期報告書を期限内に提出することと、後日添付書類を追加で送付していただくようお願いいたします。